

第 4 回社会福祉法人会計基準等検討会	資料 1
令和 8 年 7 月 29 日	

社会福祉法人会計基準等検討会 開催要綱

1. 趣旨

社会福祉法人会計基準は、平成 28 年の社会福祉法人制度改革の一環として、それまで通知において規定していたものを見直した上で、また、社会福祉連携推進法人会計基準は、令和 4 年に施行された改正社会福祉法に基づき、社会福祉法の委任を受けた厚生労働省令として規定され、社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人（以下「社会福祉法人等」という。）が行う会計処理の根拠として運用されているところである。

一方、人口減少、急速な高齢化、地域社会の脆弱化等の社会構造の変化の中で国民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化してきており、これに伴って社会福祉法人等に求められる取組みも大きく変化している。

他の法人制度では、それぞれの法人制度に係る会計基準等についての検討の場があることを踏まえ、社会福祉法人等の会計処理に係る課題等について検討を行う。

2. 検討事項

- ・ 社会福祉連携推進法人制度の見直しに伴う会計基準の見直しについて
- ・ 他の法人形態で適用されている会計処理の社会福祉法人会計基準等への適用の要否等

3. 構成員等

- (1) 社会福祉分野に精通した公認会計士により構成する。
- (2) 構成員のうち 1 名を座長として厚生労働省社会・援護局長が指名する。
- (3) 座長は必要に応じ、検討に必要な有識者等の参加を求めることができる。

4. その他

- (1) 検討会は、厚生労働省社会・援護局長が構成員の参集を求めて随時開催する。
- (2) 検討会は、議論の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができる。
- (3) 構成員が検討会に出席することができないときは、当日出席する構成員の承認を得て、参考人を出席させることができる。
- (4) 検討会の運営にかかる庶務は、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課が行う。
- (5) 検討会、その資料及び議事録（以下「検討会等」という。）は、公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は国の安全が害されるおそれがある場合には、座長は、検討会等を非公開とすることができる。その場合も、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。